

商標権侵害訴訟における権利濫用の判断

会員 西村 一路

要約

商標権侵害訴訟における権利濫用が争点となった裁判例について、比較検討を試みた。商標権の行使が権利濫用に当たるか否かは、訴訟に至った個別具体的な事情を考慮することにより、権利行使が客観的に公正な競争秩序を乱すか否かの観点から判断されると考えられる。その際、①商標権の取得に不正の意図があったか、②対象者に取引の実情等の面から考慮すべき事情があるか、③信用の帰属は商標権者でないか、という3点についての判断が、特に重要な判断要素になると考えられる。商標権侵害訴訟において権利濫用は認められやすいとの評価がなされることが多いが、近時の裁判例を分析する限り一般民事法に比べて大きな相違はなく、絶対権たる商標権の行使を許さないとする権利濫用は、商標制度の趣旨に立ち返り、行使に至る背景に制度趣旨を逸脱する一定以上の理由が求められる。

目次

1. 緒言
2. 裁判例の集計
 - (1) 裁判例の集計方法
 - (2) 用語の定義
 - (3) 裁判例の集計結果概要
 - (4) 権利濫用の理由概要
3. 考察～概要～
4. 考察～個別の裁判例の比較検討～
 - (1) 信用の帰属が考慮された裁判例
 - (2) 後発的に登録した商標権に基づく権利行使にかかる裁判例
 - (3) 使用許諾の認識の違いにより権利濫用が主張された裁判例
 - (4) その他の裁判例
5. まとめ

1. 緒言

「権利濫用」とは、例えば「形式上、権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為。」と説明されている⁽¹⁾。権利濫用の要件は、権利行使者の受ける利益と権利行使の対象者の受ける不利益との比較衡量した客観的要因と、権利行使者の害意等の主体的要因を考慮して判断するとされているが⁽²⁾⁽³⁾、民法において明文化された契機と

なった宇奈月温泉事件⁽⁴⁾で示された判断や学説等から、主体的要件に該当するか否かにかかわらず、客観的要因の観点から判断されるとする説も有力である⁽³⁾。

商標権侵害訴訟においては、独自の信用を形成していない商標権者が具体的な信用を化体する対象者の標章の使用に対して権利行使しようとした事案において、権利濫用を認めるものが多いとの評価がなされることがある⁽⁵⁾⁽⁶⁾。

筆者は、これまでの実務や参加した研修等において「商標の訴訟において権利濫用は認められ易い。」という話を度々聞いた。実際に裁判官の立場から、抗弁としての権利濫用がよく主張されているという評価もなされているようである⁽⁷⁾。「認められやすい」との意図は、単に「特許権侵害訴訟と比べて。」や「他の争点と比べて⁽⁸⁾。」という程度のものだったのかもしれないが、登録を受けた独占排他権が行使できないということについて、少々の違和感と強い興味をおぼえていた。

商標権侵害訴訟の個別の裁判例を評釈した論文や、過去の基準となる裁判例と比較し、どのような変更が加えられたかを検証した論文等は確認できるが⁽⁹⁾、裁判例全体からみて原則的なものか例外的なものなのかを検証したものは少なく、総括的な検証がなされていないことから、裁判例全体をとおしての検証が必要であると考えた。

商標権侵害訴訟において権利濫用が適用されるとき、その判断基準はどのようなものか、これまでの裁判例を比較することで判断基準に近づく試みをしてみたいと思う。

2. 裁判例の集計

(1) 裁判例の集計方法

裁判例は、商標権又はそれに関連した権利に基づく行使が濫用にあたるか否かが争点となり、裁判所がこの争点について判断を示したものを集計した。商標法第68条において準用する特許法第104条の3の規定により、明確な無効理由又は取消理由が存在することから権利行使が濫用に当たるか否かが争点となった裁判例（除斥期間経過後において争われた裁判例も含む。）や、単に真正品の並行輸入に対する権利行使が濫用に当たるか否かが争点となった裁判例、いわゆる訴権濫用が争点となっている裁判例については、同列に扱うことが困難と判断し、集計対象から除外した。

集計は、裁判所がウェブサイト上に公開している「裁判例情報 (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1)」や「Google」等のポータルサイトにより、「商標」及び「濫用」等の語を用いて検索された裁判例を可能な限り抽出することで行った。集計方法は、広く一般に公開されたサイトを利用したものであるため、集計漏れについてはご容赦いただきたい。例えば、権利濫用の例としてよく解説されている「天の川事件⁽¹⁰⁾」や「トロイ・ブロス事件⁽¹¹⁾」、「キングコブラ事件⁽¹²⁾」等は、上記検索方法では判決全文を閲覧することができなかつたため、集計から除外している。

集計対象は2017年までに判決がなされた裁判例とした。

(2) 用語の定義

本稿では、用語を以下のように定義する。

集計した裁判例のうち権利濫用が争点となった裁判例において、商標権者が保有する商標権を「本件商標権」、本件商標権にかかる商標を「本件商標」という。商標権者の権利行使に対し権利濫用の抗弁を主張する他方当事者を「対象者」といい、当該対象者が使用する標章を「本件標章」という。

集計した裁判例のうち「訴権濫用」が争点となった裁判例においては、無効審判や取消審判を請求した当事者を「請求人」といい、請求人の審判請求を訴権濫用に当たると主張した当事者を「対象者」という。

本件商標が、商標権者及び対象者とは別の法人（法人格を有さない団体等も含む。）、外国の法人又は私人に由来する商品の標章として使用されていた実績がある場合、当該法人を「別法人」といい、当該外国の法人を「外国法人」といい、当該私人を「別私人」という。

(3) 裁判例の集計結果概要

集計した裁判例の一覧を表1及び2に示す。同一の商標や関連する商標に関する複数の裁判例については、裁判番号に「等」を付してまとめて記載し、裁判番号はなるべく最新のものを優先して記載した。また本件商標は、代表的な一例を記載した。

濫用 ^{※1}	裁判所	裁判年月日	事件番号 ^{※2}	本件商標	備考
×	東京地裁	1973/8/31	昭44(ワ)3882	マーキュリー	
×	大阪地裁	1979/9/14	昭53(ワ)2295	にしじん, なんごく, 等	
×	東京地裁	1982/6/16	昭54(モ)2068	山形屋	
○	神戸地裁	1982/12/21	昭53(ワ)1264	DROTHREE-BIS	
×	大阪地裁	1988/2/9	昭60(ワ)9860	プラス	
×	横浜地裁	1988/4/28	昭61(ワ)363	木馬	
×	大阪地裁	1990/10/9	昭63(ワ)3368	ロビンソン	
○	大阪地裁	1993/2/25	平2(ワ)3599	JIMMY'Z	
×	東京地裁	1999/12/21	平12(ネ)438	DEMART D Salvador Dali (図形)	
○	東京地裁	2000/3/23	平8(ワ)5748	JUVENTUS	
×	大阪地裁	2000/4/11	平9(ワ)10750	ASUKA	
×	東京地裁	2000/7/18	平11(ワ)12627	日通	
×	東京地裁	2000/11/28	平10(ワ)9524	BeaR	※3
○	東京地裁	2001/11/6	平11(ワ)11675等	ADAMS	※4
○	東京地裁	2002/5/31	平13(ワ)7078	ぼくは航空管制官	

×	大阪地裁	2003/4/22	平 14(ワ)3309	スーパーベース	
×	東京地裁	2003/6/27	平 14(ワ)10522	花粉	
×	大阪地裁	2004/11/30	平 15(ワ)11200	ダンロップ	
○	大阪地裁	2005/3/24	平 15(ワ)8312	ニュー NT 工法	
×	大阪地裁	2005/5/26	平 15(ワ)13639	愛眼	
×	大阪地裁	2005/7/25	平 16(ワ)8276	SVA 型式記号	
○	東京地裁	2005/8/2	平 15(ワ)23577	ピープル	
×	東京地裁	2005/10/11	平 16(ワ)10154 等	ジェロヴィタール	
×	大阪地裁	2007/10/1	平 18(ワ)4737	ラブコスメ	
×	東京地裁	2007/12/27	平 18(ワ)8460 等	ガトーしらはま	
○	東京地裁	2009/3/12	平 20(ワ)3023	真磨琴会	※ 5
×	東京地裁	2009/3/31	平 19(ワ)18611	カンファスイ	
×	東京地裁	2010/3/4	平 20(ワ)10735	I LOVE NAILS	
×	東京地裁	2010/7/16	平 20(ワ)19774	シルバーヴィラ	
×	東京地裁	2011/10/28	平 22(ワ)1232	ひかり	
×	東京地裁	2012/1/12	平 22(ワ)10785	ゆうメール	
○	東京地裁	2012/1/26	平 22(ワ)32483	KAMUI	※ 3
○	東京地裁	2012/2/28	平 22(ワ)11604	グレイブガーデン	
×	東京地裁	2012/9/10	平 23(ワ)38884	アイネイル	
○	大阪地裁	2013/1/17	平 23(ワ)3460	漢検	
○	大阪地裁	2013/10/17	平 25(ワ)127	RAGGAZZA	
○	東京地裁	2013/10/18	平 24(ワ)11930	SHOE CLEAN	
×	東京地裁	2014/1/20	平 25(ワ)3832	FUKI	
○	大阪地裁	2014/8/28	平 25(ワ)7840	melonkuma	
×	東京地裁	2015/2/27	平 25(ワ)28210	ESS	
○	東京地裁	2015/11/13	平 27(ワ)27	DHC-DS	
×	東京地裁	2016/4/18	平 25(ワ)20031	かつーん	
×	東京地裁	2016/10/20	平 28(ワ)10643	NEONERO	※ 6
○	東京地裁	2016/12/21	平 27(ワ)36667	新高揚	
○	東京地裁	2017/3/28	平 28(ワ)8475	SCANeR, OKTAL	
×	東京地裁	2017/11/8	平 27(ワ)28491	ART	

- ※ 1：○:権利濫用に当たる，×:権利濫用に当たらないと判断された裁判例。
 ※ 2：同一又は関連する商標権に基づいて複数回争われているものは「等」を付しまとめて記載。
 ※ 3：控訴審では権利濫用は判断されていない。
 ※ 4：控訴審では「無効理由あり」として権利濫用に当たるとされた。
 ※ 5：個人の芸名にかかる商標であるため本件商標は所属する組織名で代用。
 ※ 6：一部商品について権利行使を認めた。その他商品については実質的に違法性を欠くとして権利行使を認めなかった。

(表 1. 権利濫用が争点となった裁判例 (地裁))

濫用 ^{※1}	裁判所	裁判年月日	事件番号 ^{※2}	本件商標	備考
×	大阪高裁	1972/3/29	昭 43(ネ)1937	のじぎく	
×	東京高裁	1976/1/29	昭 47(ネ)376 等	月桂樹	
×	東京高裁	1976/9/29	昭 51(ネ)2317	たつむら	
○	最高裁	1990/7/20	昭 60(オ)1576	POPEYE	
×	東京高裁	2001/3/22	平 12(ネ)5927	Phillipson	
×	大阪高裁	2001/9/27	平 12(ネ)3740	和田八	
×	東京高裁	2002/9/26	平 13(ネ)6316 等	カナディアンメープルシロップ	
○	東京高裁	2002/10/15	平 12(ワ)7930	Budweiser	※ 3
×	東京高裁	2003/3/19	平 13(ネ)5605 等	迷奇	
○	東京高裁	2003/7/17	平 15(ネ)1327	PAPIA	
○	東京高裁	2003/10/14	平 15(ネ)4087	KELME	

×	東京高裁	2004/8/31	平 15 年(ネ)899	インクボトル
×	東京高裁	2004/9/22	平 16(ネ)3658	AEROBATICS
×	大阪高裁	2005/7/14	平 17(ネ)248	UNO PER UNO
×	知財高裁	2006/9/28	平 18(ネ)10043	DERBYSTAR
×	知財高裁	2008/6/24	平 20(ネ)10014	MACKINTOSH (図形)
×	知財高裁	2010/4/27	平 21(ネ)10058 等	コンバース
×	知財高裁	2013/3/7	平 23(ネ)2238	モンシュシュ
×	知財高裁	2013/3/25	平 24(ネ)10010 等	ナーナニーナ
×	大阪高裁	2013/8/27	平 24(ネ)2382	SAMURAI
×	知財高裁	2013/9/5	平 25(ネ)10021	田崎真珠
×	知財高裁	2014/12/17	平 26(ネ)10005	図形 (どくろマーク)
○	知財高裁	2016/2/18	平 27(ネ)10103	Shapes
○	知財高裁	2016/3/30	平 27(ネ)10133	トリートメントドライ 等
○	知財高裁	2016/3/31	平 27(ネ)10063 等	Indian
○	知財高裁	2017/8/30	平 29(ネ)10012 等	極真
×	大阪高裁	2017/11/30	平 29(ネ)1579	ADEBiS, 等

(表 2. 権利濫用が争点となった裁判例 (高裁))

権利濫用に関する裁判例は、74 件確認された。そのうち権利の濫用が認められた裁判例は 26 件であった (表 1-2)。

(4) 権利濫用の理由概要

権利濫用が適用された裁判例において、どのような理由のもとに権利濫用が適用されたのか分類すること

を試みた。判決において示された理由について上位概念化をし、大枠で分類した。また、本件商標にかかる化体した信用が誰に帰属しているか判断されている場合は、その当事者を分類した。表中では「信用の帰属」として示す。分類結果の一覧を表 3 に示す。理由概要として記載した理由の用語の内容は、容易に推測可能と思われるため説明を省略する。

裁判所	事件番号	本件商標	理由概要	信用の帰属
神戸地裁	昭 53(ワ)1264	DROTHREE-BIS	不正取得, 制度趣旨, 利益衡量	外国法人
最高裁	昭 60(オ)1576	POPEYE	取引秩序	別私人(キャラクター)
大阪地裁	平 2(ワ)3599	JIMMY'Z	取引秩序	外国法人
東京地裁	平 8(ワ)5748	JUVENTUS	不正取得, 取引秩序	外国法人
東京地裁	平 11(ワ)11675 等	ADAMS	不正取得	外国法人
東京地裁	平 13(ワ)7078	ぼくは航空管制官	不正取得, 取引秩序	別法人
東京地裁	平 14(ネ)5791	Budweiser	信義則違反	商標権者
東京高裁	平 15(ネ)1327	PAPIA	黙示の許諾, 報復目的	-
東京高裁	平 15(ネ)4087	KELME	不正取得, 取引秩序	外国法人
大阪地裁	平 15(ワ)8312	ニュー NT 工法	黙示の許諾	対象者
東京地裁	平 15(ワ)23577	ピープル	報復目的, 取引秩序	対象者
東京地裁	平 20(ワ)3023	真磨琴会	取引秩序	別私人
東京地裁	平 22(ワ)32483	KAMUI	報復目的	対象者
東京地裁	平 22(ワ)11604	グレイブガーデン	制度趣旨	-
大阪地裁	平 23(ワ)3460 等	漢検	不正取得, 報復目的	対象者
大阪地裁	平 25(ワ)127	RAGGAZZA	不正取得	-
東京地裁	平 24(ワ)11930	SHOE CLEAN	不正取得	対象者
福岡高裁	平 25(ネ)13	博多織	制度趣旨	-
大阪地裁	平 25(ワ)7840	melonkuma	不正取得, 報復目的	対象者
東京地裁	平 27(ワ)27	DHC-DS	不正取得	-
知財高裁	平 27(ネ)10103	Shapes	当事者間の衡平	-
知財高裁	平 27(ネ)10133	トリートメントドライ	不正取得	対象者
知財高裁	平 27(ネ)10063	Indian	不正取得, 取引秩序	外国法人及び対象者
東京地裁	平 27(ワ)36667	新高揚	信義則違反	-
東京地裁	平 28(ワ)8475	SCANeR	制度趣旨	外国法人

知財高裁	平 29(ネ)10012 等	極真	取引秩序	別私人
------	----------------	----	------	-----

(表 3. 権利濫用が認められた裁判例の理由概要及び信用の帰属)

権利濫用に当たると判断された際に示された理由として最も多かったものは、商標権者による本件商標の不正取得であった。次に多かったものは公正な取引の秩序を乱すというものであった。また、権利濫用に当たると判断された際に、商標の信用の帰属について示されている例が多く確認された。

そのうち信用が商標権者に帰属していると判断された例は 1 件のみであった。Budweiser 事件（平成 14 年(ネ)5791）において、対象者の権利濫用の抗弁が認められながら、唯一、信用は商標権者に帰属していると判断されている。これは、商標権者が商標権者及び対象者間の過去の合意を覆して権利行使をしたという特殊な事情があったことによる。詳しくは後述する。

一方で、権利濫用に当たらないと判断された際に当事者が主張した理由で最も多かったものは、主張の共通性を見出せず分類不可能なものであった（14 件、表未掲載）。これは過去の検証結果と一致する⁽⁹⁾。次に多かったものは、商標権者による本件商標の不正取得であった（13 件、表未掲載）。

3. 考察～概要～

(ア) 権利濫用の適否を判断するための基準

商標権の権利濫用のリーディングケースとなった例として POPEYE 事件⁽¹³⁾があげられる。

POPEYE 事件では、登録商標の商標権者であっても、登録商標の商標権の侵害を主張することが、客観的に公正な競争秩序を乱す場合は、権利の濫用に当たり許されないというべきであるとの判断が示されている。客観的に公正な競争秩序を乱す行為とは、商標の取得経過や取得意図、その行使の態様等によって、客観的に公正な競争秩序を乱すものか否かによって判断されると考えられる。権利濫用が争点となった裁判例の多くは、この判断基準に則って判断されている。

権利濫用が争点となった裁判例において、特に濫用の適用が認められた裁判例を中心に一貫して読み進めると、①商標権の取得に不正の意図があったか、②対象者に取引の実情等の面から考慮すべき事情があるか、③信用の帰属は商標権者にないか、という 3 点が権利の濫用の適用において重要であると考えられ

た。いずれも「YES」あるいは少なくとも 2 点が「YES」となると権利濫用との判断がなされ易い。これらの判断基準を抽象化すると、POPEYE 事件で示された判断基準と一致する。

商標の本来の目的は、商標の使用を通じてそれに業務上の信用が化体した場合に、その信用を保護するもの⁽¹⁴⁾であり、商標法の目的は、商標の保護により商標の使用をする者の業務上の信用の維持だけでなく、需要者の利益を保護するもの（商標法第 1 条）である。また、ただ他人による使用を排除するための権能としてのみ使われることは、商標権を保護する法の目的にはそぐわない⁽¹⁵⁾。これらを考慮しても、上記 3 点は、権利濫用の適否を判断する基準として妥当であろう。また、商標権者及び対象者の双方の事情を考慮して権利濫用に当たるか否かが判断されるとする従来の評価とも矛盾しない⁽¹⁶⁾。

(イ) 商標権の取得における不正の意図

立証の困難さを伴うと考えられるが、①商標権の取得に不正の意図があったかは、民法において権利濫用が明文化されたその趣旨からも、権利濫用の適否の判断において特に重要な要素となるであろう。対象者も、まず商標権が不正に取得されたものである旨を述べ、その他の事情を展開し権利濫用を主張するものが多かった。権利濫用の適否は、その証拠の積み重ねの差において裁判所の判断がわかれているようであった。

(ウ) 信用の帰属

また、商標権の取得に不正の意図があったか否かという点について、信用がどちらに帰属するかという点から不正の意図を判断する裁判例が確認された（例えば「melonkuma 事件；平成 25 年(ワ)7840」等）。権利濫用が争点となる裁判例は、両当事者がお互いに「相手の行為こそが不正だ。」と主張し合うことになるので、客観的に判断が難しいケースもあるのだろう。そこで、商標の本来の性質に省みて、需要者が認識している信用の帰属の観点から商標権の取得に不正の意図の有無を推定していると考えられる。

(エ) 民事法の権利濫用との比較

民事法の権利濫用の要件は、a)権利行使者の受ける利益と権利行使の対象者の受ける不利益との比較衡量した客観的要因と、b)権利行使者の害意等の主体的要因を考慮して判断するとされる⁽²⁾、①商標権の取得に不正の意図があったかは、b)に、②対象者に取引の実情等の面から考慮すべき事情があるかはa)に対応するといえる。③信用の帰属は商標権者にないかはb)に対応するが、①を裏付ける判断ともなり得ることから、b)に間接的に対応するともいえる。このことから、近時の裁判例を分析する限りでは、特に一般民事法に比して、商標権侵害訴訟において独自の権利濫用の類型が認められているとまではいえないと考えられる。

(オ) 権利濫用が認められない主張

商標権の行使が濫用に当たると判断された裁判例において、対象者の主張は様々である(表3)。とはいえ、商標法の趣旨等からみて不自然さはないといえる。権利濫用には当たらないと判断された際に当事者が主張した理由で最も多かったものは、主張の共通性を見出せず分類不可能なものであった。例えば、「商標を自らの努力で形成したわけでもない商標権者らが、唯一他に先んじて商標登録をしていたというだけで、傍若無人の振る舞いを続けているのであって、権利行使は濫用にあたる。」とする採択物たる商標と、先願主義を否定した「ひかり事件(平成22年(ワ)1232)」、「商標権者は第三者の著名商標が存在し、日本において権利不要求制度がないことを奇貨として本訴に及び、権利濫用である。」とする属地主義を否定した「Macintosh事件(平成20年(ネ)10014)」、「商標権者はインクが充填されたインク容器を販売しているのに対し、対象者はインクの詰め替えサービスを行っているものであり、権利行使を認めると顧客に対し純正イ

ンクの購入を強制することになるから濫用にあたる。」とする商標とは無関係の問題といえる「インクボトル事件(平成15年(ネ)899)」等が該当する。それぞれが特徴的な主張であり、他の裁判例における主張との共通点を見出すことが困難で、分類は不可能と判断した。苦勞してなされた主張であると理解できるが、客観的又は主体的要件から大きく逸脱した主張内容では、権利濫用は認められないと考えられる。

(カ) 小括

権利濫用が争点となった裁判例を比較することにより権利濫用が認められる要件について検討することを試みた。訴訟に至る事情が感情面等から複雑化しているため、具体的な要件について見出すことは困難であったが、権利濫用の適否を判断するための基準について、概要をつかむことはできた。独占排他権であり絶対権である商標権の行使について、その行使を許さないとする権利濫用は、商標制度の趣旨に立ち返り、制度趣旨を逸脱する一定以上の理由がなければ認められていないことが明らかとなった。商標権侵害訴訟における裁判例も、一般民事法と同様に、権利濫用の主張の採用には相当に慎重であると考えられる。

4. 考察～個別の裁判例の比較検討～

最後に、訴訟に至る背景等に共通性が見られる裁判例について、個別に比較検討を行う。

(1) 信用の帰属が考慮されたと推測される裁判例

商標権の取得に不正の意図があったか否かが裁判の帰趨に特に重要な要素となるが、客観的には判断が難しいと思われる例が多かったとの印象を述べた。その中で、信用の帰属の判断が権利濫用の適否をわけたと考えられるものを比較してみる。一覧を表4に示す。

濫用 ^{*1}	裁判所	事件番号 ^{*2}	本件商標	信用の帰属
×	東京高裁	昭51(ネ)2317	たつむら	商標権者
×	東京地裁	昭54(モ)2068	山形屋	商標権者
×	大阪高裁	平12(ネ)3740	和田八	商標権者
○	東京地裁	平20(ワ)3023	真磨琴会	別私人
○	知財高裁	平29(ネ)10012等	極真	別私人

(表4. 信用の帰属が考慮されたと推測される裁判例)

これらは、本件商標がもともとは別私人あるいは別法人の商品等の出所を示すものであったが、その後変遷を経て商標権者が権利を有するようになった点において共通する。

(ア) たつむら事件

たつむら事件(昭和51年(ネ)2317)において、本件商標はもともと別私人の商品を示すものと認識されていた。商標権者と対象者はいずれも別私人の子であり、それぞれ本件商標及びこれに類似する標章を使用している。対象者は、商標権者の権利行使は当事者間の確執を理由とするものであり、権利行使は濫用に当たる旨を主張した。裁判所は、本件商標が別私人の商品を示すものから、当該別私人が所属する別法人の商品を示すものとして転化していき、次いで商標権者の商品を示すものとして需要者に認識されるようになったと判断し、権利濫用の抗弁を否定し権利行使を認めている。

山形屋事件、和田八事件も、たつむら事件とその背景は異なるが、いずれも需要者は本件商標が商標権者の商品を示すものと認識するようになっていたとして権利行使を認めている。

(イ) 真磨琴会事件

真磨琴会事件(平成20年(ワ)3023)は跡目争いにかかる裁判例である。本件商標は、著名な別私人の芸名にかかる商標で、当該別私人の養子である商標権者及び対象者が跡目を争う形で商標権侵害訴訟に発展した。対象者は、自らが正当な後継者であり、商標権者の権利行使は濫用に当たる旨を主張した。裁判所は、本件商標が別私人の著名な商標にかかるものであることを認定し、商標権者又は対象者のいずれに信用が帰属しているかの積極的な判断をせず、別私人と両当事者の立場はほぼ同等であると認定し、権利行使を濫用に当たると判断している。

権利の濫用は形式上権利の侵害を構成する行為に対して権利行使を認めないとするものであり、その背景に権利行使を覆すような一定以上の事情が存在しなければならないと考えられるが、真磨琴会事件においては、「本件標章(原文では「被告標章」)を使用することの差止めを求めることは、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たるものというべきである。本件において、上記特段の事情があると認めるに足る主張、立

証はない。」と示されており、通常とは逆の判断となっている点で興味深い。裁判所は、商標権者の権利取得の意図を、別私人が亡くなったことから「芸名が宙に浮くことを防」ぐ目的でなされたとして一定の理解を示し、「合理的な理由がある」と判断していることから、両当事者間において特段の事情がない限り権利行使は濫用に当たると判断している。商標権者が第三者に対し権利行使をする場合にまで濫用に当たるとするものではないと考えられる。

(ウ) 極真事件

極真事件(平成29年(ネ)10012等)も、本件商標を用いて空手道場を運営していた別私人が亡くなったことにより、実子である商標権者と、道場運営に貢献してきた対象者との跡目争いにかかるものである。対象者は本件商標の周知・著名性は別私人に由来し、当該別私人が運営していた団体に帰属するものであり、当該別私人の死後においては当該団体の構成員全体に帰属するようになったことから、一構成員が当該別私人の生前において団体の著名性獲得に貢献した一構成員である対象者に権利行使をすることは濫用に当たる旨を主張した。裁判所は、商標権者が別私人の生前において道場運営に全く関与していなかった事実と、対象者が道場運営に大きく貢献してきたと認定し、対象者の主張を認め、権利行使は濫用に当たると判断している。

また、裁判所は、本件商標の信用の獲得に対象者の貢献があったことを認めつつ、別私人の死後において対象者にその信用が承継されていることを積極的には認定していないと考えられる。一方で、少なくとも商標権者が別私人の信用を承継していないことを、別私人の生前において商標権者が道場の運営に全く関与していなかったことをもって認定している。これは、真磨琴会事件と同様、商標権者の別私人とは全く関係ない第三者に対する権利行使までが濫用に当たるとするものではないことを示唆しているものと考えられる。大阪地裁における別訴、商標権に基づく差止請求権不存確認等請求事件(平成14年(ワ)1018)において、「商標権者(原文では「被告」)は、対外的(極真会館の外部の者に対する関係)にはともかくとして、極真会館内部の構成員に対する関係では、自己が商標登録を取得して、商標権者として行動できる正当な根拠はないのである。」との判断がそれを裏付けるものと考え

えられる。

本稿では、関連する裁判例の中から権利濫用と判断されたもので最も新しい裁判を例としてあげたが、別訴(平成28年(ネ)10076)において、グループ内の「内輪もめ」を権利濫用法理によって強制的に調停したとみることもできる⁽¹⁷⁾と評価されている点も興味深い。

(エ) 小括

これらの裁判例における両当事者には、それぞれ当事者なりに正当化される事情があると推測され、商標権者の商標権取得に不正の意図があったか、対象者に取引の実情等の面から考慮すべき事情があるかという点が考慮し難かったものと考えられる。この場合、本件商標の信用が商標権者に承継されていると積極的に考慮する事情があるか、あるいは、少なくとも商標権者のみに信用が承継されていると判断できる事情がないかという点が考慮されていたと推測される。そしてこの判断は、対象者の本件標章の使用開始時期が、本件商標の出願あるいは登録の前後に左右されないと考えられる⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾。

(2) 後発的に登録した商標権に基づく裁判例

商標権取得に不正の意図があった場合、多くは、商標権者が対象者の使用する標章の存在を知りながら、あるいは、知っているとして推測される状況で後発的に商標登録を得ることになる。一方で、商標権者が後発的に商標登録を受けた場合であっても、権利行使が認められる例もある。後発的に登録した商標権に基づく権利行使を比較してみる。一覧を表5に示す。

濫用 ^{※1}	裁判所	事件番号 ^{※2}	本件商標
×	東京地裁	平 20(ワ)10735	I LOVE NAILS
○	東京地裁	平 22(ワ)32483	KAMUI
×	知財高裁	平 26(ネ)10005	図形(どくろマーク)
○	東京地裁	平 27(ワ)27	DHC-DS

(表5. 後発的に登録した商標権に基づく裁判例)

KAMUI 事件(平成22年(ワ)32438)及びDHC-DS 事件(平成27年(ワ)27)では権利濫用が認められたが、I LOVE NAILS 事件(平成20年(ワ)10735)及びどくろマーク事件(平成26年(ネ)10005)では、権利濫用に当たらないと判断されている。侵害訴訟ではな

く無効審判の請求の訴権濫用が争点となっている裁判例ではあるが、ふぐの子事件(平成14年(行ケ)377)では、本件商標に基づき権利行使した場合は濫用になる可能性がある判断されている。判断の分かれ目は、登録された商標が、商標権者自らが使用する意思のある商標であるか否かであったと考えられる。

(ア) KAMUI 事件

KAMUI 事件(平成22年(ワ)32438)は、共同事業を行っていた商標権者及び対象者の共同事業解消後における争いである。対象者は、共同事業解消後においてお互いの製品の名称に対し異議を述べたことがなかったこと、商標権者は「KAMUI」単独での商標を使用していなかったにもかかわらず、外国において商標権を有していた対象者が、当該外国において商標権者の商品の取り扱うことを辞めるよう販売店に要請したことに対する報復として権利行使がなされたものであるから、濫用に当たると主張した。裁判所は対象者の主張を認め、商標権者の権利行使は濫用に当たると判断した。商標権者は自らの商品に「KAMUI」の文字を有する標章を使用していたが、「KAMUI」単独では使用していなかった。また、共同事業解消後に「KAMUI」商標を権利化した。このことから、本件商標は報復のみを目的として権利化したものであり、商標権者は自ら使用する意思がないものであったと判断された。

なお、本事件において対象者は先使用権を主張し、これも認められた。商標権者はこの主張に対し「正当な手続を経て商標登録を受けた商標権者(原文では「原告」)に対し、先使用権を主張することは、権利の濫用である。」と反論しているが認められなかった。商標権者なりの事情があったとしても、権利濫用が「権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」といえることから、抗弁権である先使用権に対する権利濫用の主張はかなり無理筋といえるだろう。

(イ) DHC-DS 事件

DHC-DS 事件(平成27年(ワ)27)は、両当事者が交渉を行っている過程において権利化した商標権に基づく争いである。商標権者は、「DHC」商標を保有していたところ、対象者は「DHC JAPAN」標章を使用していた。ただし、両当事者の本業にかかる商品同士

は非類似であった。標章の使用に関する交渉の過程で、対象者は使用標章を本件商標である「DHC-DS」へ変更し、当該標章を権利化することを希望し、「DHC」の周知性から商標権者にいわゆるアサインバックを求めた。商標権者はアサインバックについては拒否したが、使用許諾を前提に本件商標を権利化した。その後、両当事者の交渉は暗礁に乗り上げ決裂し、本訴訟に及んだ。対象者は、商標権者が本件商標を権利化した行為を、交渉を有利に運ぶために行われ、対象者の利益を害する剽窃的行為であるとして、権利行使は濫用に当たる旨を主張した。裁判所は、商標権者が自ら使用しておらず、対象者が使用をしている商品群をわざわざ指定し、本件商標を権利化したことを問題視し、対象者の主張を認めた。

既存の言葉から採択された商標や、比較的少ない文字列で構成されたアルファベットから採択された商標を社名とする企業は、周知・著名企業でも数多く存在する。周知・著名企業からすれば、自らの周知・著名性に比例して禁止権の範囲を超えて保護を受けたいと思うことも当然であると思えるが、その他の企業からすれば当該行為は、既存の言葉を採択した上で自らの権利範囲を拡大解釈し行使に及ぶものと見ることができる。権利行使に当たり第三者的な視点で検討することも重要だろう。本件において、ハウスマークの周知性に重点を置き、別の選択をした場合、結果は異なっていただろうか。商標権者は権利行使をより確実なものとするために対象者の使用する標章を権利化し権利行使に及んだものであるが、少なくとも自らが使用する意思のない商標を対象として選択したのは誤りであったといえる。

(ウ) I LOVE NAILS 事件

I LOVE NAILS 事件（平成 20 年(ワ)10735）も、両当事者が標章の使用に関する交渉を行っている過程において権利化した商標権に基づく争いである。ネイルサロンを運営する商標権者は「I LOVE NAILS」とする商標権を有していたところ、対象者が「アイラブネイルズ」の名称をネイルサロンに使用したところから争いとなった。交渉の過程において対象者は「アイラブネイルズ」に代えて、「I ♥ Nail / アイ・ハート・ネイル」標章の使用を開始し、「I LOVE NAILS」商標には類似しない旨を主張した。商標権者は交渉開始後において本件商標である「I ♥ NAILS」商標を権利化し

た。後発的に権利化された商標権に基づく行使であったことから、対象者は権利濫用を主張したが、裁判所は、商標権者がネイルサロンの店員の制服に本件商標を付して使用していたことを理由に直ちに権利濫用に当たるとはいえないとして、対象者の主張を認めなかった。

裁判所は商標権者が対象者の使用を知らずながら本件商標を権利化したと認定しつつ、商標権者の権利行使を認めた。商標権者の「I LOVE NAILS」商標の出願日が、対象者がネイルサロンを開店する前であったこと、対象者の使用を認識しつつ出願した商標が、「I LOVE NAILS」商標の禁止権の範囲の商標であると判断されたことから、商標権者の行為を権利行使における合理性のある行為と判断したのであろう。

(エ) どくろマーク事件

どくろマーク事件（平成 26 年(ネ)10005）は、どくろマーク及び文字の組み合わせからなる商標の登録を受けていた商標権者が、同様にどくろマーク商標を登録し、使用していた対象者に対し警告を行ったところ、両商標は非類似である旨の反論を受けたため、どくろマーク及び文字の組み合わせからなる商標のうち、文字部分を除去し、どくろマーク部分を抽出して登録して、本訴訟に及んだ。対象者は、商標権者が本件商標の登録を受けたことを奇貨として、基本的構図を根拠に対象者のブランドを狙い撃ちにしているため、権利行使は濫用に当たる旨を主張した。裁判所は、商標権者の後発的に本件商標を登録した手続を、「商標権者の立場で侵害を阻止するために執る措置として十分に理解し得る」とし、権利濫用の主張を退けた。

(オ) 小括

使用する意思がなく、対象者の使用を中止させることのみを目的として権利化した商標権にかかる権利行使は権利濫用と判断される可能性が高いと考えられる。また、使用する意思の有無は両当事者の事情を考慮して、あるいは、自己の本来有する権利の禁止権の範囲を客観的に越えているか否かという点を考慮して判断されると推測される。

(3) 使用許諾の認識の違いにより権利濫用が主張された裁判例

契約の後発的なトラブルは、当事者が合意した内容の認識の違いが原因となっていることがほとんどだと思われる。商標においても例外ではなく、使用について許諾を受けたはずだという認識の違いから訴訟に発展している例がみられる。黙示の許諾も含め、対象者が本件商標の使用について許諾を受けたと主張し、権利行使は濫用に当たると主張している裁判例を比較してみる。一覧を表6に示す。

濫用 ^{※1}	裁判所	事件番号 ^{※2}	本件商標
×	横浜地裁	昭61(ワ)363	木馬
×	東京地裁	平11(ワ)12627	日通
×	大阪地裁	平15(ワ)13639	愛眼
×	知財高裁	平25(ネ)10021	田崎真珠
○	東京地裁	平27(ワ)36667	新高揚

(表6. 使用許諾の認識の違いにより権利濫用が主張された裁判例)

木馬事件(昭和61年(ワ)363)、日通事件(平成11年(ワ)12627)、愛眼事件(平成15年(ワ)13639)及び田崎真珠事件(平25(ネ)10021)のいずれも、対象者が商標権者から使用許諾を受けた、あるいは、黙示の許諾があった旨を主張したものである。対象者が本件商標又はこれに類似する商標を使用した背景に一定の事情はあるが、商標制度の趣旨を考慮すれば容認されるものとはいえず、かつ、許諾にかかる具体的な立証はなく一方的な主張の域を出ないものであったため、詳細を触れることは割愛する。

(ア) 新高揚事件

新高揚事件(平成27年(ワ)36667)は、ラーメン店を経営していた商標権者が、店舗ごとその営業権を対象者に譲渡するに当たり、名称の使用に関して争いとなった例である。商標権者は、本件商標にかかる名称を使用しないことを条件として営業権を譲渡した旨を主張した。対象者は、店舗の営業権を譲り受け、その際、本件商標が付されたのれんや外看板も一緒に譲り受けた。このことから、本件商標を店舗に使用することも当然に期待していたものであり、商標権者が本件商標の登録を有していることを奇貨として権利行使することは、信義則に反し、濫用にあたる旨を主張した。裁判所は、商標権者の主張に客観性がなかったこと

と、店舗の譲渡のための交渉を開始する直前に対象者に知らせることなく商標登録出願をしたこと、商標権者が年齢を理由に店舗を譲渡しようとしていたことから将来において本件商標を使用する意思がないと認定し、本件商標の使用をできるものと信頼して営業権の譲渡を受けた対象者に対する本件商標権の行使は濫用に当たると判断した。

争いのもととなった契約が営業権の譲渡にかかるものであり、その性質から商標権者の譲渡に至る過程を信義則違反と認定し、行使を権利濫用に当たるとされた例である。

(イ) 小括

当然のことではあるが「許諾を受けたはずだ」という主張は、客観的証拠に基づかない限り主張する意味がない。これらの裁判例では、苦しみながら主張されたのであろうと推測されるものが多かったように感じた。これでは立証責任を果たしたことにはならず、相手方の「許諾をしたつもりはない」という抽象的な反論すら覆すことはできない。

また、一部の裁判例においては、かつての合意の内容が時間経過と共に形骸化し、やがて争いに発展したものであるとの印象を受けた。企業においては、担当者の交代による伝達不足等がその原因となり得るだろう。例えば、毎年の報告義務等を合意の内容に盛り込むことにより形骸化のリスク低減ができると考えられる。また、裁判において苦し紛れの黙示の許諾を主張するよりも、合意の内容に則した是正が一番の解決方法であろう。

(4) その他の裁判例

その他の裁判例として、他の裁判例と比べてやや特殊な例をあげる。

濫用 ^{※1}	裁判所	事件番号 ^{※2}	本件商標
×	東京高裁	平12(ネ)5927	Phillipson
×	大阪地裁	平14(ワ)3309	スーパーベース
○	東京地裁	平14(ネ)5791	Budweiser

(表7. その他の裁判例)

(ア) フィリップソン事件

フィリップソン事件(平成12年(ネ)5927)は、裁判

所が商標権者の不正取得の意図を示唆しつつ、権利濫用の適用を否定した事件である。本件商標は、外国法人の釣具を表すものであった。

外国法人の釣具は裁判当時において製造が中止されていた。外国法人の釣具の部品が、外国法人から商標権を承継した外国商標権者において残存していたことから、対象者は当該部品を買い取り、補修、組み立てをし、販売していた。

対象者は、対象者の商品が外国法人の部品を用いて補修、組み立てをし、複製をしたものであることを需要者に対して明確にしていた。

商標権者は外国法人の周知性を認識した上で本件商標を登録し、外国法人の部品等を用いることなく独自に製品を製造し、「完全複製版」との表記をパンフレットに記載し、販売していた。

裁判所は、商標権者が外国法人の釣具について獲得していた周知性を、当該外国法人（その承継者を含む。）の意思とは無関係に「何らかの形で自己のために利用して利益を得ようとして本件商標権を取得したものであることは、弁論の全趣旨で明らかである。」と認定して商標権取得の不正の意図を示唆し、一般論的には権利濫用に該当する可能性があることを示唆したが、対象者の販売する製品が外国法人の部品を用いて再生したものであり、いわゆる真正品には該当しなかったことから、対象者の権利濫用の抗弁を認めなかった。また、対象者は商標権者の不正取得にかかる無効理由についても述べているが、これも否定されている。

本件商標について取得に不正の意図があることが示唆され、本件商標にかかる信用は外国法人あるいは承継した外国商標権者にあると認定されている。また、いわゆる真正品には該当しないものの、対象者は外国商標権者に保管されていた外国法人の部品を買い取り、補修、組み立てて販売しており、考慮すべき事情があるように思える。他の裁判例と比較しても権利濫用の抗弁が認められないのは、対象者にとって酷であったように思う。裁判所は「登録商標である本件商標に基づく請求である本訴請求を権利濫用であるとするためには、そのような評価を可能にする具体的事情が主張され証明されなければならないことは、当然とすべきである。」とも述べており、対象者の主張・立証方法によっては権利濫用の抗弁が認められたのかもしれない。

なお、米国商標権者により本件商標権に対し、商標法第4条第1項第8号、同第15号及び同第16号を無効理由とする無効審判（平10-035095）及び商標法第51条による取消審判（審判平09-020436）が請求されており、無効審判の請求は認められなかったものの、取消審判の請求は容認され、登録が取消されている。取消審判では、外国商標権者が外国法人から商標権を承継した者であること、外国商標権者が外国法人の許可を得て外国法人の残存している部品を用いて完成品を製造していること、商標権者が外国法人と何ら関係性を有さないにもかかわらず独自に製造販売する製品について外国法人の「完全複製版」とであると表記して販売したことにより、需要者が実際に商標権者の商品を外国法人の商品であると混同していることが考慮されている。

取消審判において主張されたこれらの点について、侵害訴訟において主張・立証がなされていれば、対象者の権利濫用の抗弁は認められたのかもしれない。

（イ）スーパーベース事件

スーパーベース事件（平成14年（ワ）3309）は、商標権者側に一部の不手際があったことを認めつつも、対象者の権利濫用の抗弁を認めなかった裁判例である。両当事者は、日本スーパーベース協会という協会に所属する会員企業であった。商標権者は当協会を実質的に主宰する立場にあったようである。会員企業である対象者は、本件商標を当然に継続して使用できるものと考えていたようであるが、商標権者が当協会を脱会後に権利行使をした。

対象者は、商標権者が商標登録出願の事実を秘匿していたこと、協会の活動により製品が広く普及するようになった後に権利行使をしたこと、対象者の本件商標にかかる貢献を知りつつ権利行使をしたことを理由に権利濫用の抗弁をしたが、認められなかった。商標権者が協会設立以前から本件商標を付した商品を販売していたことや、対象者の本件商標にかかる使用許諾の主張が立証されなかったことが考慮されたものと考えられる。

対象者が主張した本件商標の出願の事実を秘匿したという主張に対して裁判所は「未だ登録されておらず、登録の客観的蓋然性も判然としない時点で、商標権者（原文では「原告」。以下本段落において同じ。）に対し、将来における商標権の権利主張の可能性を考

慮して行動すべきであったというのは酷にすぎると判断している。一方で、「確かに、この点についても、商標権者が説明することが、事後の紛争を回避するという意味では望ましいことであったという余地もなくはない」と商標権者側の一部の不手際について認めるような判断もなされている。しかし、「商標権者に対し、各契約（補足；技術に関するノウハウ実施契約）終了後における本件標章の使用の当否についての質問等があったとも窺われない」と、対象者側の不手際についても指摘し、「商標権者の本件商標権の権利行使を一切否定するほどの事情として評価することはできない」と判断している。

当然のことではあるが、有効な商標権を有している以上、権利行使の場において商標権者側が有利なのは間違いなく、対象者は権利濫用を抗弁する場合に権利行使を覆す事情を具体的に明らかにしなければならない。商標権者側に一部の不手際があるといった事実や、商標権者側に不手際があったとしても、対象者側にも不手際があると判断されるような場合には、権利行使を覆すのは困難であると考えられる。

(ウ) Budweiser 事件

Budweiser 事件（平成 14 年（ネ）5791）は、商標権者の信用の帰属について認められながら、信義則の観点から対象者の権利濫用の抗弁が認められた裁判例である。本件商標はチェコ共和国のビールの産地である「チェスケ・ブジェヨビチェ (Ceske Budejovice)」という町名のドイツ語読み「ベーミッシュ・ブトヴァイス (Böhmisch Budweis)」に由来している。

商標権者は米国のビールを製造・販売する企業であり、自社ビールの名称としてこの町名にあやかる趣旨で本件商標「Budweiser」を採用したと自ら広告していた。

対象者は、チェスケ・ブジェヨビチェの町にあったビール醸造所から本件標章にかかる権利とともに事業を承継し、ビールを製造・販売していた。商標権者と対象者の前身である醸造所の間には過去に係争があり、1911 年に、醸造所は全世界において原産地を表す名称として「Budweiser」を自社製品に使用する権利を放棄しないとする合意が成立した。また、1938 年には米国において両者が「Budweiser」の表記をしてビールを販売していることで消費者に混同が生じている事態を解決するため、醸造所が北米大陸及びその保

護領において「Bud」、 「Budweis」及び「Budweiser」の名称を使用する権利を放棄する合意が成立した。

本裁判は、商標権者が日本において広く宣伝広告を行いつつビールの販売を行っていたところ、対象者も販売を開始したために権利行使に及んだものである。

裁判所は、商標権者の本件商標にかかる著名性を認定しつつも、過去の合意があった本件商標権の禁止権の及ぶ対象者の本件標章の使用について、権利行使は濫用に当たると判断した。商標取得について商標権者の不正の意図があるとまでは認められず、かつ、本件商標にかかる信用が商標権者にあると認定しつつも、権利濫用が適用された例外的な裁判例であるといえる。本裁判において、本件商標の著名性はむしろ対象者の商品と具体的な出所混同を起こさない要因として判断されており、大部分は権利濫用ではなく、本件商標と本件標章は非類似であるとの判断により権利侵害を否定している。なお商標権者は、本件商標を町名にあやかる趣旨で採用した旨を自らの広告に明示しつつも、本裁判においては本件商標を自ら造語した旨を主張しているが、裁判所は「到底採用できない」と斬り捨てている。この主張は明らかな誤りの主張であり、過去の合意の内容と併せて偽りを強く疑われることが容易に推測されるであろうことを考慮すると、誤った選択肢であるといわざるを得ない。当然、本判決の帰趨にも影響があったであろうことが予想される。

5. まとめ

商標権の行使が権利濫用に当たるか否かは、訴訟に至った個別具体的な事情を考慮することにより、権利行使が客観的に公正な競争秩序を乱すか否かの観点から判断されることが考えられる。その際、①商標権の取得に不正の意図があったか、②対象者に取引の実情等の面から考慮すべき事情があるか、③信用の帰属は商標権者にないか、という 3 点についての判断が、特に重要な判断要素になると考えられる。これは、一般民事法における訴訟と比べて大きな相違はない。

独占排他権であり絶対権である商標権の行使について、その行使を許さないとする権利濫用は、商標制度の趣旨に立ち返り、制度趣旨を逸脱する一定以上の理由がなければ認められていないことが明らかとなった。商標権侵害訴訟における裁判例も、一般民事法と同様に、権利濫用の主張の採用には相当に慎重であると考えられる。

最後に、本稿の執筆にあたり、考察、特に一般民事法との比較について時井真氏に貴重なご指摘及びご助言を頂いた。深くお礼を申し上げて、本稿を結ぶ。

(参考文献)

- (1) 有斐閣「法律用語辞典」
- (2) 近江幸治「民法講義Ⅰ民法総則〔第6版補訂〕」成文堂、2012年
- (3) 我妻栄「新訂民法総則」岩波書店、1965年
- (4) 大審院昭和10年10月5日判決民集14巻1965頁
- (5) 宮脇正晴「エマックス事件最高裁判決の採用した権利濫用の抗弁に関する問題点」特許研究、No.65、2018年3月
- (6) 光石俊郎「商標法において権利濫用とされた裁判例の再構築（試論）」、牧野利秋先生傘寿記念『知的財産権 法理と提言』、青林書院、2013年
- (7) 高部真規子「講演録『商標訴訟の実務』」NIBEN Frontier、2016年8月号
- (8) 山田威一郎「商標法における公序良俗概念の拡大」知財管理、Vol.51、No.12、2001年
- (9) 商標委員会「商標権における権利濫用に関する判例研究」知財管理、Vol.55、No.13、2005年
- (10) 東京高判昭和30年6月28日高民集8巻、5号、371頁
- (11) 東京地裁昭和59年5月30日判決判例タイムズ、536号398頁
- (12) 東京地裁平成11年5月31日判決判例タイムズ、1006号244頁
- (13) 最高裁昭和60年（オ）第1576号平成2年7月20日第二小法廷判決・民集44巻5号876頁
- (14) 工業所有権法（産業財産権法）逐条解説
- (15) 小野昌延、三山峻司「新・商標法概説〔第2版〕」青林書院、2013年
- (16) 渋谷達紀「知的財産法講義Ⅲ」有斐閣、第2版、2008年
- (17) 佐藤祐介「商標権の行使が権利濫用に当たるとされた事例一極真会商標権侵害差止等請求控訴事件一」The invention、144、2017年12月号
- (18) 蘆立順美「判批」商標・意匠・不正競争判例百選、2007年
- (19) 武生昌士「商標の類否判断と権利濫用の交錯－大阪地判平成26年8月28日〔melonkuma事件〕を素材に－」特許研究、第62号、2016年

(原稿受領 2018. 9. 30)

パンフレット「弁理士Info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。
一般向き。A4判30頁。

価格

一般の方は原則として無料です。
(送料は当会で負担します。)

問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室
e-mail: panf@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
電話: 03(3519)2361(直)
FAX: 03(3519)2706

